

ハラスメント防止規程

第一条

一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）は、学会が企画・運営に関わる事業の期間中、もしくは、学会内の委員会活動におけるハラスメント（ハラスメントは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児等に関するハラスメントなど）を防止することを目的として、本規程により、本学会の会員（以下、「会員」という。）が遵守すべき事項や防止するための措置等を定める。

第二条

1. セクシュアル・ハラスメントとは、学会活動における性的な言動に対する会員の対応等により当該会員の学会活動に不利益を与えること、または性的な言動により他の会員の学会活動における環境を害することをいう。なお、セクシュアル・ハラスメントには同性に対するものも含まれ、会員の性的指向や性自認の状況にも関わらないものとする。
2. アカデミック・ハラスメントとは、学会活動において、教育・研究上の権力を濫用し、他の会員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、当該会員に、学会活動の遂行上の不利益を与え、あるいは学会活動の遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えることをいう。
3. パワー・ハラスメントとは、学会活動における優越的な関係に基づき、適正な範囲を超え、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または学会活動における環境を害することをいう。
4. 妊娠・出産・育児等に関するハラスメントとは、学会活動において、会員の妊娠・出産および育児等に関する言動により会員の学会活動における環境を害することをいう。
5. 前各項のいずれも、学会活動における地位を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであって会員の学会活動における環境を悪化させる一切の行為を、この規程におけるハラスメントとする。

第三条

会員は、前条のハラスメント行為をしてはならない。

第四条

本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）は、会員によるハラスメント行為が起きないように、会員の指導・啓発に努めるとともに、ハラスメントを防止するため、必要な体制上の整備を行う。

第五条

本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）は、本学会のダイバーシティ推進委員会のハラスメント防止小委員会（以下「小委員会」という。）に、ハラスメント防止対策を担わせ、ハラスメント相談窓口を設置する。

第六条

会員は、ハラスメントを受けた、またはハラスメントを目撃した場合には、ハラスメント相談窓口に対して、ハラスメントに関する相談・苦情の申出を行うことができる。

2. ハラスメントに関する相談・苦情の申出は、現実には発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

3. ハラスメント以外の倫理綱領違反に関する相談等は、倫理委員会に申出を行うものとする。

第七条

小委員会は、必要に応じて、理事会、倫理委員会と連携し、ハラスメントに起因する問題の調査のための部会（調査部会）を設置し、公正な事情聴取を行い、理事会に報告する。

第八条

ハラスメントの最終的な事実認定は、小委員会からの報告をもとに、理事会で行う。

第九条

小委員会は、理事会と連携し、ハラスメントの事実が認められた場合には、ハラスメントに起因する問題に対し必要な措置を講じる。

第十条

小委員会および理事会においてハラスメントに起因する問題を担当する者は、申出をした会員および関係当事者の個人情報、プライバシーの保護に配慮し、秘密を守らなければならない。

第十一条

本学会は、会員が、ハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該会員に不利益な取扱いをしてはならない。

第十二条

本学会は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

第十三条

本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、2022 年 6月19日より施行する。

附 則

本規程の変更は、2024 年 5 月 19 日より施行する。

以上

ハラスメント防止規程細則

第一条

一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、「本学会」という。）ハラスメント防止規程（以下、「規程」という。）に基づき、本細則を定める。

第二条

規程第五条について、ハラスメント防止小委員会は、事務局と連携し、相談窓口を設置する。ハラスメント防止小委員会は、相談窓口で、男女2名以上の委員を相談員とし、プライバシーの保護に配慮しながら、会員からのハラスメントの相談を受ける。さらに、会員から、小委員会への相談内容に関する調査、解決策、適切な救済措置を求める申立の希望があった場合は、相談員は申立内容をハラスメント防止小委員会に取り次ぐことができる。

第三条

規程第七条について、ハラスメントの調査部会は、4名以上の調査部会員（部会長を含む）で組織し、ハラスメント行為者と利害関係のない理事長(理事長とハラスメント行為者との間において利害関係がある場合はダイバーシティ推進委員会委員長、ハラスメント小委員会委員長、委員長と行為者との間において利害関係があるときは、利害関係がない全ての理事のうちから互選された理事)が委嘱する。ただし、当該相談を担当した相談員及び、行為者との間において利害関係がある者を調査部会員に委嘱することはできない。理事長（あるいは委員長、あるいは理事）は、調査部会による調査の過程で、調査部会員と行為者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに委嘱を解くものとする。また、理事長（あるいは委員長、あるいは理事）が必要と認めるときには、事実関係の調査を弁護士その他の外部有識者に委嘱することができる。

第四条

規程第七条について、ハラスメントの調停部会は、4名以上の調停部会員（部会長を含む）で組織し、ハラスメント行為者と利害関係のない理事長(理事長とハラスメント行為者との間において利害関係がある場合はダイバーシティ推進委員会委員長、ハラスメント防止小委員会委員長、委員長と行為者との間において利害関係があるときは、利害関係がない全ての理事のうちから互選された理事)が委嘱する。ただし、当該相談を担当した相談員及び、行為者との間において利害関係がある者を調停部会員に委嘱することはできない。理事長（あるいは委員長、あるいは理事）は、調停部会による調停の過程で、調停部会員と行為者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに委嘱を解くものとする。また、理事長（あるいは委員長、あるいは理事）が必要と認めるときには、調停の実施を弁護士その他の外部有識者にすることができる。

第五条

本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、2022 年 6月19日より施行する。

附 則

本規程の変更は、2024 年 5 月 19 日より施行する。

以上